

社会福祉法人射水市社会福祉協議会

令和2年度 事業計画

【事業方針】

少子高齢化による人口減少社会の到来や、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目前に控え、地域社会の相互扶助機能の低下による、多様で深刻な生活課題が増加しています。

本協議会では、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、自立して安心して暮らすことができる福祉社会の実現に向けて、「地域共生社会」の構築に、迅速かつ機敏に、そして柔軟に対応し取り組むことが必要です。このため、「第2次地域福祉活動計画」に基づき、市民が主体となり、「互いに助け合い支え合うまち 射水」を基本理念に、地域福祉を推進していきます。

基本目標である、課題を見つけ解決に向けた話し合いや活動が行える「地域づくり」、住民や地域が必要とする「支援」、そして住民と地域組織、行政、専門機関がそれぞれの役割を果たす「連携」により、地域福祉の向上につなげていきます。

そのために、地域福祉の担い手である地区社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体を一層支援し、総合的かつ計画的に進めていきます。

また、令和2年度は、救急薬品市民交流プラザを拠点として福祉課題の解決に向け新たな取組を始めるなど、「福祉のまちづくり」を前進させていきます。

令和2年度の重点事業は次の事業とする。

「新」は新規事業、「拡」は拡充事業

新 ○第3次射水市地域福祉活動計画の策定

射水市の地域福祉を市とともに同じ理念を共有して推進するため、市と合同事務局体制により、第2次射水市地域福祉計画との一体化計画を策定する。

○総合相談体制の機能強化

住民の日常生活から生じる心配ごと、悩みごとに関する相談体制の充実を図る。

ア 生活困窮者自立支援事業の実施

拡 ① 自立相談支援事業の実施

生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた相談支援を行う。

新 ② 家計改善支援事業の実施

生活困窮者の家計管理に関する支援など、家計改善支援を行う。

新 ③ 就労準備支援事業の実施

直ちに就労が難しい人を対象に、一般就労の準備としての基礎

能力の形成に向けて、コミュニケーション能力の習得、生活習慣の改善、就労体験等の支援を行う。

新 イ ひきこもり支援事業の実施

相談窓口の設置やひきこもりサポーター養成等に取り組む。

新○商福連携推進事業の実施

射水市商工会と本協議会が、障がい者の働く場の確保や障害者施設で作成する商品等の開発・販売について取り組みを進め、障害者福祉の向上を図る。

新○地域福祉調査・研究事業の実施

第3次射水市地域福祉活動計画と並行して、本協議会が今後取り組むべき事業等について、調査研究を行う。

拡○ホームページのリニューアル

【活動方針】

1 地域づくり（みんなが参加する）

住民自らが、地域福祉への理解と関心を深め参加を促すため、地区社会福祉協議会等の充実と人材の育成を図る。

(1) 地区社会福祉協議会の活動支援

地域に根ざした福祉活動を展開している地区社会福祉協議会の活動支援を行うとともに、連携強化を図る。

ア 地区社会福祉協議会への活動支援

イ 地区社会福祉協議会の基盤強化

拡 ウ ケアネット活動の推進

エ 地区社会福祉協議会連絡協議会との連携及び活動支援

(2) ボランティア活動の推進

地域福祉に対する理解と認識を高めるために、より一層の啓発を図る。また、ボランティア活動の育成強化を積極的に推進するとともに、人材の発掘、養成を図る。

ア ボランティアセンターの運営と機能強化

イ ボランティア活動の広報啓発及び調査・研究

ウ ボランティアの発掘・養成

エ ボランティアグループの育成支援

オ ボランティア推進校の育成支援

拡 カ 災害救援ボランティア本部運営マニュアルの見直し

拡 キ 射水青年会議所、市及び本協議会との災害協力協定に基づく連携強化

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業推進に向けた連携強化

市や地域包括支援センター等の関係機関との連携を緊密にしなが
ら、地域課題会議への積極的な参加やケアネット活動の普及啓発を図

るなど、住民主体による円滑な事業の推進を図る。

(4) 社会福祉大会の開催

社会福祉にご尽力いただいた方への表彰と講演を実施し、市民の協働、共生意識の促進を図る。

(5) 当事者の社会参加促進

高齢者や障がい者の積極的な社会参加につながる事業の充実や支援を行う。

ア 地域ふれあいサロン事業への支援

イ 福祉バス運営事業の実施

ウ 点訳・音訳・手話奉仕員養成講座の実施

エ 手話奉仕員派遣事業の実施

2 支援体制（みんなで見守る）

だれもがその人らしく、いきいきと安心して暮らせるようサービス体制の充実を図る。

(1) 総合相談体制の機能強化

住民の日常生活から生じる心配ごと、悩みごとに関する相談体制の充実を図る。

ア 生活困窮者自立支援事業の実施

拡 ① 自立相談支援事業の実施

生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた相談支援を行う。

新 ② 家計改善支援事業の実施

生活困窮者の家計管理に関する支援など、家計改善支援を行う。

新 ③ 就労準備支援事業の実施

直ちに就労が難しい人を対象に、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、コミュニケーション能力の習得、生活習慣の改善、就労体験等の支援を行う。

新 イ ひきこもり支援事業の実施

相談窓口の設置やひきこもりサポーター養成等に取り組む。

ウ 日常生活自立支援事業の実施

自分一人で判断することが難しい方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や書類等の預かり等の支援を行う。

エ 生活福祉資金貸付事業の実施

オ 心配ごと相談事業の実施

(2) 要介護者等や子育て家庭等への生活支援

要介護・要支援者等の日常生活を営むために援助を必要とする方や子育て家庭等への生活支援体制の充実を図る。

ア 居宅介護支援事業の実施

イ 生活支援体制整備事業の実施

大島地区に第2層生活支援コーディネーターを配置し、支え合い体制づくりを支援する。

- ウ ホームヘルプ事業の実施
- エ 愛の宅急便事業の実施
- オ ファミリーサポートセンター事業の実施
- カ 福祉機材貸出事業の実施
(車いす、高齢者疑似体験セット、レクリエーション機材)

- (3) 緊急搬送時・避難行動時の支援体制の充実
緊急搬送時の救命率の向上や、避難行動時の要支援者の支援体制の充実を図る。
 - ア いのちのバトン普及事業の実施
 - イ 避難行動要支援者支援事業の実施

3 連携強化（みんなでつながり支え合う）

市民の暮らしに関わる課題を地域組織、行政、関係機関・団体と情報を共有し、連携を図る。

- (1) 地域の支え合い活動の担い手の育成・確保
地域福祉の担い手となる人材の育成・確保を通じて、地域の中で住民同士の支え合い活動が自然な形で展開される環境づくりを図る。
 - ア 福祉人材発掘・養成事業
福祉関係団体や福祉系大学等と連携し、福祉活動の中核となる人材発掘・養成を行う。
 - イ 民生委員・児童委員との連携及び活動への支援
- (2) 子育て支援ネットワークの充実
子どもの健全育成のため、地域ぐるみで子育て環境の向上を図る。
 - ア 地域子育て支援事業の実施
 - イ 子育て応援事業の実施
- (3) 地域公益活動推進事業の実施
地域における公益的な取り組みの推進を図るため、市内社会福祉法人が連携を深めながら、福祉ニーズの把握、福祉課題の共有及び解決方法等について検討を進める。
- (4) 福祉専門職連携ネットワーク事業の実施
福祉関連機関、医療・保健関係者等専門職との相互連携の強化と職種を超えた包括的な支援体制の構築を図る。
- 新(5) 商福連携推進事業の実施
射水市商工会と本協議会が、障がい者の働く場の確保や障害者施設で作成する商品等の開発・販売について取組を進め、障害者福祉の向上を図る。
- 新(6) 地域福祉調査・研究事業の実施
第3次射水市地域福祉活動計画と並行して、本協議会が今後取り組むべき事業等について、調査研究を行う。

(7) 成年後見制度法人後見支援事業の推進
呉西地区成年後見センターとの連携を図る。

(8) 社会福祉協議会の基盤強化

地域福祉を推進する中核団体として、誰もが安心して幸せに暮らすことのできる地域づくりを推進していくため、組織、財政等の基盤強化を図る。

ア 組織体制

① 理事、評議員への情報提供の充実

② 事務局職員育成のための研修会参加及び情報共有化

イ 財政運営

① 会費や市補助金等の安定的な確保

② 介護保険事業の収支改善

③ 事務の効率化

ウ 広報・ホームページ等による市民への情報提供

① 広報誌「福祉いみず」の発行、充実

拡 ② ホームページのリニューアル

エ 顧問弁護士の配置

4 全般

新 第3次射水市地域福祉活動計画の策定

射水市の地域福祉を市とともに同じ理念を共有して推進するため、市と合同事務局体制により、第2次射水市地域福祉計画との一体化計画を策定する。